

分離主義から便宜供与へ ——アメリカ合衆国政教分離の行方——

From Separation to Accommodation : Where Separation of Church and State goes to?

山崎 英壽

YAMAZAKI Eiji

はじめに

アメリカ合衆国憲法における政教分離は、第二次世界大戦後、合衆国連邦最高裁判所と合衆国社会を揺るがしてきたといってもいいだろう。エバーソン判決⁽¹⁾以来50件以上の判決が連邦最高裁によって下され、事例の微妙な差と裁判官構成によって合憲違憲の判断は分かれてきた。

宗教的自由を求めた人々がアメリカ植民地に渡ってきたという合衆国建国以前からの事情により、今なおアメリカ社会にとって宗教、特にプロテスタントは大きな影響を及ぼしている。それは学校における宗教の扱いにも見ることができる。親が自らの信ずる宗教に従って子どもを育てようとするので、学校教育の場における宗教教育その他の宗教的活動を望んだのである。公立学校におけるお祈りや聖書読会、説教、その他の宗教活動は戦前のアメリカでは一般的に行われてきたことであった。

戦後、エバーソン判決において、私立学校に通う生徒のバス通学費を学校区が援助することは国教樹立禁止条項違反かどうか問題になったとき、そこには私立学校といえど当時はカトリックの教区学校だったという事情があったのである。プロテスタントの雰囲気は充滿している公立学校を避けたカトリックの親が子どもをカトリックの私立学校に通わせ、政府に対して援助を求める。公立学校に子どもを通わせる親はプロテスタントの教育を学校に求め、反カトリック感情から私立学校への援助に反対するという構図がそれ以降つづくこととなる。

アメリカ合衆国における政教分離は、このように学校教育におけるプロテスタントとカトリックの間のせめぎ合いを争点としてきたといってもよい。ここでは分離主義 (Separation) と便宜供与 (Accommodation) という二つの考え方が、裁判所の判断を左右してきた。分離主義は政教分離を厳格にとらえる立場であり、便宜供与とは政府が宗教に対しなんらかの配慮をすべきであるという立場であって、政教分離を比較的柔らかなものと理解する⁽²⁾。後者は信教の自由との兼ね合いで問題になることが多い。

この二つの立場がエバーソン判決以降ある時期まで分離主義がたつらぬかれ、その後宗教系私立学校に関しては便宜供与の立場であたるようになるというように、連邦最高裁の判断は変化してきた。ひとつには裁判官構成の変化によることが考えられるが、それ以外にアメリカ社会における宗教的対立の構図が変化したことがなんらかの影響を裁判所に与えているのではないかと思われる。本稿では、いかなるアメリカ社会の変化が、どのように

政教分離の考え方に影響したのかを概観しながら、宗教というフィルターを通して現代アメリカの一端を見ていこうと思う。

1. バウチャー判決

2002年の連邦最高裁判決はバウチャーを合憲と判断した⁽³⁾。オハイオ州の就学援助プログラムは、クリーブランド市学校区の特定の生徒が公立私立を問わず親の選択する学校に通うのに必要な授業料の援助を与え、また公立学校を選択した生徒に対して個人指導援助を行うというものであった。1999年度において、このプログラムに参加している私立学校の82%が宗教学校であり、このプログラムに参加している生徒の96%が宗教学校に入学していた。そして生徒の家庭の60%が貧困ライン以下の生活であった。この事件はオハイオ州の納税者によって、このプログラムが国教樹立禁止条項に反するとして訴えられたものである⁽⁴⁾。

レーンキスト長官による法廷意見は次のようなものであった⁽⁵⁾。

オハイオ州のプログラムはクリーブランド市学校区に住む、子どもを持った家族に学校選択の機会を与えるためにつくられたものであり、国教樹立禁止条項に反するものではない。その理由は次のようなものである。最高裁判所はこれまで直接宗教学校に対し援助を与える政府プログラムと個人の選択にかかわるプログラムを区別して扱ってきた。そして後者において政府援助が宗教学校へ、個人の選択の結果として達することがあっても国教樹立禁止条項違反とはならない。

これを補強するためにミュラー判決⁽⁶⁾、ウィタース判決⁽⁷⁾、ゾプレスト判決⁽⁸⁾を挙げている。そして、宗教中立的なプログラムは結果として親が子どもを宗教学校に通わせようとするインセンティブを持ったとしても、そのことを理由に国教樹立禁止条項違反とはいえないとした。このゼルマン判決はバウチャーについて連邦最高裁判所が初めて判断したものである。

これにはオコナー、スカリア、ケネディー、トーマスの各裁判官が同調し、オコナー、トーマス各裁判官の同意意見が付され、スティーブンス、スーター、プレイヤー各裁判官が反対意見を述べている。スーター裁判官の反対意見にはスティーブンス、ギンズバーグ、プレイヤー各裁判官が同調し、プレイヤー裁判官の反対意見にはスティーブンス、スーター各裁判官が同調している。

スーター裁判官の反対意見⁽⁹⁾は次のようなものである。

彼は、宗教学校への公的資金支出に対して国教樹立禁止条項を適用する先例としてエバーソン判決を引き合いに出す。つまり、税金はいかなる額であれ、宗教活動や宗教学校を支持するために徴収されてはならないということである。さらに彼はアレン判決⁽¹⁰⁾を引き合いに出して、流用可能性について指摘する。つまり、宗教学校には二つの目標があり、一つは世俗の教育、そしていま一つは宗教教育である。だから宗教学校に対する援助は、世俗の科目だけでなく宗教教育に使用されることができる。政府の宗教学校に対する援助が宗教に流用されるおそれが大きくなればなるほど、当該援助の正当性は減少するという。このスーターの反対意見は分離主義につらぬかれているといつてよい。

連邦最高裁のこれまでの国教樹立禁止条項判決では、分離主義をつらぬくものと便宜供与を認めるものに分かれてきたといえる。特に学校教育に関する事件の場合、微妙な事例

の違いが裁判官の判断を分けてきた。しかし便宜供与を認める判決であっても、これまでは政府のある特定の援助を受けた者がたまたま宗教学校を選択した場合に、政府の援助が国教樹立禁止条項違反になるかどうかの問題となったものであった。たとえばウィタース判決は、視覚障害者に対する職業リハビリサービスのための援助は、その受益者がキリスト教系大学の授業料としてそれを使用し、将来聖職者になろうと考えているような場合であっても国教樹立禁止条項違反とはならないというものであったし、ゾブレスト判決は、教会学校に通う聾啞者の生徒のための手話通訳に公的援助をする障害者教育法の条項は国教樹立禁止条項違反ではないとするものであった。つまり、政府の援助を受けている者が公立学校に通っている場合には当然に受け取ることができるが、同じ援助を彼または彼女の選択により宗教学校に通っている場合に受けることは国教樹立禁止条項違反かどうかの問題となっていたのである。

それに対して今回のバウチャー判決は、子どもを宗教学校に通わせようとする親に対する政府の援助が問題となったのであり、これまでの国教樹立禁止条項判決とは根本的に異なっている。レーンキストのいう個人の選択をどの段階で認めるのかということが、ここでは問題となるはずである。これをアバウトにとらえた（かのように見える）この判決はアメリカ合衆国政教分離のターニングポイントになる可能性がある⁽¹¹⁾。この宗教系私立学校に対する「やさしい」態度を最高裁がとるに至った社会的背景について、次に見ていくことにする。

2. 公立学校と私立学校

(1) 反カトリックと公立学校

エバーソン判決は、国教樹立禁止条項がはじめて争われた事件である。そこで連邦最高裁は、連邦および州による教会設立禁止、特定宗教を援助したり他の宗教より優遇したりすることの禁止、宗教活動や宗教制度を支えるために税金を徴収することの禁止、連邦および州が宗教組織の事項に関与することの禁止などが国教樹立禁止条項の意味であるとした。すなわち「教会と州の分離の壁」を意味するというのである⁽¹²⁾。

連邦最高裁の示したこの分離主義の立場は、その後、国教樹立禁止条項の意味として社会的に定着してゆく。それは宗教系私立学校に対する援助禁止と公立学校の世俗化という二つの行き方に現れている。というのは、アメリカ合衆国の公立学校は伝統的にプロテスタントの雰囲気になり満ち満ちており、このような公立学校を嫌ったカトリックが私立学校を設立し、政府に援助を求めていたからである。

19世紀のコモンスクール運動以来、公立学校とプロテスタント教会は同じ目的を持っており、それは国民のアメリカ化とプロテスタント化であった。だから当時の市民リーダーたちはこの二つを同義と考え、教育とプロテスタントの同盟関係を確信していたといわれる⁽¹³⁾。その結果公立学校では当然のように聖書読会が行われるようになった。ただし、プロテスタントが多く宗派に別れていたことを反映して、アメリカ合衆国の公教育におけるプロテスタント化は非宗派的なものであったが。

このような中で、当然ながらカトリックは公教育の場に含まれておらず、そのために合衆国建国以来増え続けたカトリック移民にとって公立学校は宗教的対立の場となった。プロテスタントの聖書読会を拒否した生徒が学校でぶたれたり、聖書読会が行われる教室か

ら解放されることを求めるデモが行われたりもした。そのような状況において、カトリック教徒が公立学校をあきらめてカトリック自身の学校をつくろうとしたのは当然のことといえよう。ところがカトリックの私立学校をつくったとはいえ、カトリックの移民たちは決して私立学校に子どもたちを通学させることのできるような裕福な家庭ばかりではなかった。彼らは、公立学校へ行けば授業料がかからないにも関わらず、宗教的理由によりカトリック系の私立学校に行かざるをえない。そこで彼らは、子どもを私立学校へ通わせる親に対し政府が援助するようにと主張するようになる。

しかしプロテスタントから見れば、自ら公立学校から離脱したカトリックに援助することなどは考えられず、彼らは宗教系私立学校に対する援助禁止を主張した。アメリカ精神とはつまりプロテスタント精神であった当時の合衆国において、カトリックに対する敵意が学校教育の場に持ち込まれていたともいえる。また19世紀には、カトリック移民がアイルランドだけでなく南ヨーロッパからも流入するようになり、プロテスタントアメリカの反カトリック感情にはアングロサクソンではないものという人種的要素も含まれるようになった⁽¹⁴⁾。これらの感情が、公立学校において聖書読会を行い、宗教系私立学校に対する援助は禁止するという行き方の根本にあった。

このような背景の中でエバーソン判決があったのである。

(2) 公立学校の世俗化

その後、公立学校の世俗化の動きが見られる。第二次世界大戦前から教育レベルの高いエリートの間で、公的な場においては世俗主義をつらぬこうとする動きがでてきた⁽¹⁵⁾。これはナチスドイツのユダヤ人に対するホロコーストに反感をもつエリートの感情が反映しているといわれる。宗教的少数派に対する弾圧を生まないためには、公的な場においては宗教的多元主義をつらぬくべきだということである。この立場は第二次世界大戦中のバーネット判決⁽¹⁶⁾に現れている。教育委員会により義務づけられた、国旗に対する忠誠を拒否したエホバの証人の生徒に対する放校処分を違憲と判断したこの判決は、実質論としては表現の自由論で決着をつけたが、少数派の宗教に対する配慮が問題となった事例でもあった。連邦最高裁は少数者に対する配慮を、国教樹立禁止条項だけでなく、宗教活動自由条項の問題としても扱うようになったのである⁽¹⁷⁾。

この少数派の宗教に配慮するという考え方は、公立学校における世俗主義と結びついていった。この動きを連邦最高裁も反映していたといえる。戦後のマッカラン判決では、授業時間中に公立学校内に設置された教会学校教員による宗派教室に通うことを学校委員会が生徒に許していたことを違憲とした⁽¹⁸⁾。しかし4年後のゾラク判決では、学校時に学校を離れて宗教教育や祈祷のために教会などに行くことを公立学校の生徒に認めたニューヨーク市プログラムを合憲と判断した⁽¹⁹⁾。この時期の連邦最高裁が揺れていたと見るべきか、それとも宗教教室が公立学校内に設置されていたマッカラン判決と、公立学校から離れて宗教教室に通うゾラク判決では事例が違うと見るべきだろうか。しかしゾラク判決には公立学校から宗教的理由により一時解放することを特定宗教の生徒に認めるというように、早くも宗教的要求に便宜を図るという発想を見て取ることができる。

その後、1960年代に入って連邦最高裁はエンゲル判決において、ニューヨーク学校理事会が公立学校において非宗派的なお祈りを復唱することを立案し、これを受けてある地方

学校委員会が教室で毎日お祈りをするを命じたことに対して国教樹立禁止条項に反するとの判断を示した⁽²⁰⁾。また、シェンプ判決では、ペンシルバニア州法が毎日始業時に聖書の数節を読むか、生徒全員でお祈りを復唱することを命じたのは国教樹立禁止条項違反であると判断した⁽²¹⁾。さらに80年代にはジャフリー判決が、毎日の始業時に黙想あるいは任意のお祈りのための一分間を設けるよう定めたアラバマ州法を違憲と判断した⁽²²⁾。これらの公立学校での祈祷に関する連邦最高裁の判断は、90年代のリー判決（後出）に引き継がれている。

公立学校に宗教を持ち込むかたちは祈祷ばかりではなかった。公立学校での進化論と創造説をめぐる論争について、エパーソン判決は公立学校の教師に進化論を教えることを禁止したアーカンソー州法を違憲とした⁽²³⁾。さらにエドワーズ判決では、公立学校教育において、創造説を教えない限り進化論を教えることを禁止したルイジアナ州法を違憲とした⁽²⁴⁾。また、十戒の扱いについてストーン判決は、公立学校の教室に十戒のコピーを張ることを要求したケンタッキー州法を、たとえそれが個人のお金によって購入されたものであったとしても違憲であると判断した⁽²⁵⁾。このように連邦最高裁判決とともに公立学校の世俗化は実現されてきたのである。

（3）宗教系私立学校

エパーソン判決以降の宗教系私立学校に対する援助問題については、連邦最高裁は分離主義をつらぬき通すことができないように見える。それでも60年代から70年代にかけての連邦最高裁はこの問題について、国教樹立禁止条項を厳格に適用しているようである。バウチャー判決で反対意見を述べたスーター裁判官が引用したアレン判決は、州が教会学校に通う生徒に世俗科目の教科書を貸与しても国教樹立禁止条項違反にはならないというものであった。これは教科書の貸与という州の援助が、宗教教育に流用される性質のものではないことが決め手となっていた。

70年代には、まずわが国でも有名なレモン判決が、教会学校に対して教員の給料や教科書代、教育機材にかかる費用を弁済するのは教会と州が過度に関わり合うことになるとして違憲の判決を下した⁽²⁶⁾。この判決で言及されたレモンテストがこの後、国教樹立禁止条項に関する判決を分離主義の方向へと導くことになる。アレン判決と同じような事例においてミーク判決は、地図、雑誌、スライド、テープレコーダー、実験道具などの勉強道具を教会学校の生徒に貸与することは違憲であると判示した⁽²⁷⁾。また、エパーソン判決と類似の事例であったウォルマン判決は、宗教学校の生徒が野外授業で移動するときのために州が交通手段を提供することはできないと判示した⁽²⁸⁾。

レモン判決以降、連邦最高裁が国教樹立禁止条項を厳格に解釈した70年代であったが、80年代に入ると分離主義の行き方にかげりが見えるようになる。州が要求して教員が作成した試験を運営する費用を、州が教会学校に弁済することはできないとしたレビット判決⁽²⁹⁾を、事例に若干の差異のあるレーガン判決は、州が作成した試験の運営費用を教会学校に助成することができるというように変更したかのようである⁽³⁰⁾。さらに、教会学校の生徒の親に対して授業料を税制上控除することは違憲であるとしたニクィスト判決⁽³¹⁾を、控除を私立学校の生徒の親に限らない事例でミュラー判決が変更したのである⁽³²⁾。

しかし、80年代は、私立学校関連の問題で連邦最高裁が分離主義を捨てて便宜供与の立

場をとったとは必ずしもいえない。例えばボール判決は、公立学校の教師が教会学校の教室で読み書きのような補習授業を行うことと、教会学校の教員が教会学校内で放課後に行われる図画工作のような市民教室において公費による給与を得て教えることの両方を違憲とした⁽³³⁾。また、アギラー判決では、小中学校法による連邦財政援助を用いて教育機会に恵まれない子どもたちのために行われる教育プログラムを、教会学校において公立学校の教師により行い、教室からは宗教的シンボルを取り除き、宗教教育が行われないように監視したとしても、それは教会と州の過度のかかわり合いとなるとして違憲の判断を下した⁽³⁴⁾。

このように80年代には宗教系私立学校をめぐる判決の中で、レーンキスト裁判官サイドとブレナン裁判官サイドに分かれて分離主義と便宜供与のせめぎ合いが見られる。公立学校をめぐる判決では分離主義をつらぬく連邦最高裁が、何故に私立学校をめぐる場合は分離主義をつらぬかないのか。その理由の一つが、政教分離とは全く異なる領域での連邦最高裁判決の影響を受けたアメリカ社会の変化にあるのかもしれない。その判決は人種差別に関わるものであった。

3. ブラウン判決と政教分離

(1) 新しい私立学校

人種差別禁止のターニングポイントとなった1954年のブラウン判決は、公立学校における「分離すれど平等 (separate but equal)」原則を否定し、人種別学を平等保護条項違反であるとした⁽³⁵⁾。それまでは公立学校のみならず、列車のシート、バス、トイレ、水飲み場など、あらゆる公共施設が白人と有色人種で別々に設置されていた。ブラウン判決は、白人と有色人種で同等であるが別の施設を使用するのは、マイノリティーである方に劣等の感覚をもたらすがゆえに違憲としたのである。

この判決を受けて、合衆国の公立学校は人種共学へと向かわざるを得なくなった。この人種共学は当時のアメリカではなかなか達成が難しい問題であった。学校の自由選択制では人種共学が達成できない場合には、強制バス通学制によって白人と有色人種を居住区域以外の学校へ登校させることによって、公立学校における人種統合をめざした。このような差別解消措置は、1964年の公民権法 (the Civil Right Act) の制定により徹底して行われることとなった。

これらの差別解消措置が引き起こしたのは、白人の公立学校からの流出であった。これらの白人生徒の行き先は私立学校であり、主に教会によって設立されたものであった。1954年には南部の生徒で私立学校に通っていたものは1%以下であったが、1971年までに6%、州によっては12%にまで増えた⁽³⁶⁾。公民権法制定以降、特に南部での私立学校入学が増えたのである。

この時期以降につくられた私立学校で重要なものは、福音派によってつくられたクリスチャンアカデミーと呼ばれるものである⁽³⁷⁾。これらの学校には白人中産階級または労働者階級の子どもたちが通っていた。彼らは公立学校のあり方に不満を示す保守的な白人であった。彼らの主な不満は、ブラウン判決および公民権法以降、以前は白人だけの公立学校に黒人の生徒が入学してくることであった。そして次に、公立学校でのお祈りや聖書読会の禁止であった⁽³⁸⁾。保守的な白人にとって、公立学校は人種的な居心地の悪さを感じるだけでなく、その無秩序な状態に嫌気が差していたのである⁽³⁹⁾。こうして一定レベルの収入と財産

のある白人が公立学校を捨て、クリスチャンアカデミーへと移っていった。クリスチャンアカデミーは80年代から90年代に、私教育においてもっとも発展した分野であった⁽⁴⁰⁾。

クリスチャンアカデミーの出現以前の合衆国で、私立学校といえばカトリックの教会学校であった。1965年には、私立学校の生徒のうち90%はカトリック教会学校に通っており、このころ私立学校に対する援助といえばカトリックの教会に対する援助と考えられ、プロテスタントの反対にあったのである。しかし、クリスチャンアカデミーが伸びてくると、その母体となっている保守派プロテスタントの福音派とカトリックの利害が一致することになる。それまで私立学校に対する援助に大反対していた福音派が援助賛成派に回り、なんらかの援助を政府に求めるようになった⁽⁴¹⁾。その動きは、中絶禁止問題や同性愛者の権利問題と関連して、政府に対する政治活動へと向かっていった⁽⁴²⁾。

(2) 分離主義から便宜供与へ？

アメリカ社会における宗教学校をめぐる状況の変化に伴い、連邦最高裁における政教分離関係判決にも微妙な変化が見られる。ターニングポイントとなった判決は先述のミュラー判決⁽⁴³⁾であろう。この判決は、子どもの教育のために支出した一定の費用（小中学校の授業料、教科書代、交通費）を総所得から控除する、ミネソタ州所得税法の規定についてのものである⁽⁴⁴⁾。この税制上の優遇措置が宗教系私立学校の生徒の親におよぶことが問題とされたのである。レーンキスト裁判官は、この控除の目的は州の住民を教育するという世俗的なものであるとした。そして控除はミネソタ州税法上の控除の一つに過ぎず、すべての親によって負担された教育費に適用されるものであり、私立学校に子どもを通わせている親が利益を得るとしても、それは個々の親が選択した結果であると述べて合憲と判断した。

つづいてウィタース判決⁽⁴⁵⁾は、視覚障害者に対する職業リハビリテーションサービスのための資金援助は、当該受益者が将来聖職者になるためにキリスト教大学の授業料として使用する場合であっても違憲ではないと判断した。マーシャル裁判官は、当該援助プログラムは宗派の教育を受けようという財政的インセンティブを他の生徒に与えるわけではないことを強調した。パウエル裁判官は、宗教に対するなんらかの援助は受益者個人の選択の結果であるからレモンテストの効果基準はクリアすると述べた。

さらにゾブレスト判決⁽⁴⁶⁾は、教会学校に通う聴覚障害のある生徒が手話通訳者を利用するための公的援助は合憲であるとした。この援助は、州が聴覚障害のある生徒のための手話通訳の利用を一般的に援助するというものであった。レーンキスト長官は、国教樹立禁止条項は本来的に資格のある生徒がたまたま教会学校に通っていることを理由に、このような援助から排除することはできないと述べた。また、この援助が教会学校を選ぶ財政的インセンティブを生むものでもないとした。

これらの判決は、政府の援助が宗教に関与することになったとしても、それが個人の選択の結果としての付随的なものであれば国教樹立禁止条項に違反しないというものである。しかし、90年代後半から世紀末にかけて、連邦最高裁は宗教学校に対する便宜供与へ向けてさらなる一歩を踏み出すことになるのである。

80年代の分離主義を象徴するアギラー判決⁽⁴⁷⁾が97年のアゴスチーニ判決⁽⁴⁸⁾によって変更されたのはそれを象徴するものである。アゴスチーニ判決においてオコナー裁判官は、連邦の資金援助による教会学校での教育プログラムが補習的なものであり、資金援助の査定

が中立的基準に基づくものであり、さらにプログラムに教育が世俗であることを確保するための適当なセーフガードを設定している場合には、国教樹立禁止条項に反しないとした。ミュラー、ウィタース、ゾブレストのという判決の流れは、たまたま政府の援助が教会学校と関わってしまうことになっても、それは個人の選択の結果であり、援助自体は中立的なものであったので合憲の判決になったものである。しかしアゴスチーニ判決で問題となったプログラムは、初めからそもそも教会学校において行われるものであって、それに対する政府の援助は個人の選択の結果なのではない。ここへきて連邦最高裁は個人に対する便宜供与から、教会学校そのものに対する便宜供与へと、国教樹立禁止条項違反とならない便宜供与の幅を広げたのである。

(3) 維持される分離主義

アゴスチーニ判決による連邦最高裁の立場変更が扱ったのは、先述の人種共学からクリスチャンアカデミーの出現に至る過程において荒廃してしまった公立学校の学力低下問題を解決する手段としての補習プログラムであった。公立学校問題の解決と政教分離問題の狭間に連邦最高裁は立たされていたわけである。このアギラー、アゴスチーニ両判決が問題としたのはニューヨーク市のプログラムであったが、ニューヨーク市に限らず合衆国の大都市での公立学校の荒廃と学力低下の問題は深刻であり⁽⁴⁹⁾、これを解決するために、学校区内での公立学校選択、学校区外の公立学校選択、私立学校を選択するためのバウチャー等の施策が考えられている⁽⁵⁰⁾。郊外の公立学校は都市の公立学校のような問題を抱えていないので、ここへ都市公立学校の生徒を編入させようという試みが学校区外の公立学校選択であるが、郊外住民による反対が強く実現は困難である⁽⁵¹⁾。

そんな中で公立学校における政教分離問題では、90年代も分離主義がつかぬかれている。リー判決では、公立学校の卒業式において聖職者を招いて行われるお祈りが、国教樹立禁止条項に反しているかどうか争われた。ケネディー裁判官は、州は公立学校の儀式に宗教活動を持ち込んだのであり、それへの参加は生徒たちにとっては義務的なものになってしまい、間接的な強制というリスクを持ち込むことになると述べた⁽⁵²⁾。ケネディー裁判官は、この「強制」が存在するか否かが国教樹立禁止条項違反か否かを判断する基準だとする⁽⁵³⁾。

エリートを中心とする公的な場における世俗主義の影響が公立学校における分離主義を維持しているのかもしれない。この立場の世俗主義は宗教をプライベートなものとして、公的な場には持ち込まないことにしていた。そうすることによって、公的な場での宗教的多元性は保たれるのである。少数派に配慮することがアメリカンデモクラシーのあり方の一つだとすれば、宗教的少数者を抑圧することを避けるためには公立学校において、多数者の意思に反してさえ分離主義を維持することは重要なことである⁽⁵⁴⁾。

4. つらぬかれる分離主義と進行する便宜供与

(1) 二つの判決

2000年の二つの判決は、連邦最高裁の行き方を象徴するものだった。ミッチェル判決では、教会学校に対する援助が国教樹立禁止条項違反ではないとされ⁽⁵⁵⁾、ドー判決では、公立高校のフットボールの試合前に行われる祈禱が国教樹立禁止条項違反とされた⁽⁵⁶⁾。宗教学校には便宜を図り、公立学校においては宗教を排除するという方向はアメリカ社会のあり方

をいかに反映しているのだろうか。

ミッチェル判決は、政府の援助で買った教育機材や書籍を教会学校に貸与することは国教樹立禁止条項に反しないというものである。トーマス裁判官は、州の宗教学校に対する援助は、宗教に関与することなく広い範囲の団体に提示されるときには、政府に起因する宗教の教化にはならないと述べた。そして、援助が宗教によって有利にも不利にもならない中立的かつ世俗的な基準に基づいて配分され、宗教的な受益者にも非宗教的な受益者にも非差別的に利用できるように行われているときには、州の宗教学校援助は宗教に関連してその受領者を限定していることにはならず、また、宗教教育をしようという宗教的インセンティブも生み出さないと断定した。この法廷意見は、州の援助が宗教教育へ流用される可能性を無視しており、かつて連邦最高裁がゾブレスト判決などで言及した、個人の選択の結果として政府の援助が宗教学校に関わる場合と直接宗教学校に対する援助との区別を捨て去ってしまったようである。

このような判決を下した裁判所が同じ年に、公立学校に関する宗教行為については厳格な分離主義をつらぬいたのである。このドー判決で問題となった祈禱は、公立学校のフットボールの試合前セレモニーにおいてホームチームの生徒代表によって行われたものである。この祈禱を行うか否か、そして行うとすればどの生徒が行うかを生徒の投票で決定することになっていた。スティーブンス裁判官は、この投票は少数者を多数者の言いなりにするもので、基本権は投票の対象ではないとした。そして祈禱を許すことは、宗教に対する支持の裏書き⁽⁵⁷⁾をすることになり、また少数者に対する強制⁽⁵⁸⁾にもなり、国教樹立禁止条項違反としたのである⁽⁵⁹⁾。

(2) 政教分離とアメリカ社会

合衆国政教分離における分離主義と便宜供与という二つの立場は、ブラウン判決以来の学校の変化によって、その影響力が変化してきた。カトリック対プロテスタントの構図が妥当していた時期には分離主義が優勢であった。エバーソン判決から70年代の連邦最高裁判決がそれを反映している。しかしブラウン判決以降の学校の変容が、本稿、3の(1)で見たように、プロテスタントの保守派を便宜供与派へと向かわせた。今や便宜供与派は白人福音派、ローマカトリック、正統派ユダヤ教といった保守系の人々、及び黒人によって構成される⁽⁶⁰⁾。

白人福音派はクリスチャンアカデミーという宗教系私立学校への援助を政府に求め、カトリックは同様に彼らの教会学校への政府援助を求めようとするので、便宜供与の立場をとる。正統派ユダヤ教徒はリベラルな多数派ユダヤ教徒とは異なって、中絶、ゲイの権利、公共の場での祈禱といった問題で福音派やカトリックと共通の見解を持ち、法廷において学校卒業式における祈禱や、宗教学校援助、さらには単一宗教コミュニティの学校区をつくる州の権利を主張するまでになっている⁽⁶¹⁾。黒人はバウチャーをめぐる問題において便宜供与派に組みする。彼らは社会保障問題や経済問題においては、白人プロテスタントよりもリベラルだといわれるが、中絶、ゲイの権利、学校祈禱では保守的である。彼らがバウチャーに関心があるのは、彼らの子どもが通う都市の公立学校の貧困な状況にある。教育機会において不利な状況におかれた彼らは、宗教系私立学校であれ何であれ、よりよい教育を求めてバウチャーを得ようとするのである⁽⁶²⁾。

分離主義に組みするのは、福音派以外のプロテスタント、ユダヤ教徒、エリートを中心とする世俗主義者などである。しかし彼らの中でも揺らぎが見える。というのは、世俗主義者たちは戦後の同化と民主化の役割を担う場としての公立学校を支持していたのに、1980年代以降、公立学校が信頼を失ってしまったからである。その原因は、人種差別禁止運動がそれほど成功しなかったことと、教育的貧困、悲惨な都市公立学校の状況にある。世俗主義者は、生徒に生活のスキルを教え、将来労働力として社会に貢献する生徒を教育できなくなった公立学校に代わる選択肢が必要と考えはじめたのである。そうすると彼らは宗教学校援助、特にバウチャーに対して明確に反対することが難しくなってしまうのであった⁽⁶³⁾。もちろんすべての世俗主義者がそうなのではなく、教員組合、伝統的な市民権団体であるACLU (American Civil Liberties Union) やNAACP (National Association for the Advancement of Colored People) などはバウチャーに反対しているように、世俗主義の中でも意見の相違が見られる⁽⁶⁴⁾。しかし、そのような世俗主義者も公立学校における宗教活動に反対する立場では一枚岩を保持している。

学校教育をめぐる政教分離問題において、便宜供与に組みするのは合衆国人口の約半数に達するという。特にカトリックと福音派の同盟は、宗教系私立学校に対する援助問題における世論を、エバーソン判決の時代とは全く異なるものにしたのである⁽⁶⁵⁾。

しかし、公立学校における宗教行為については分離主義がつかぬのはなぜだろうか。いくつもの要因があるのかもしれないが、その一つは合衆国の宗教的多元性であろう。宗教学校援助によって宗教的多元主義が害されるわけではない。カトリックの学校もあれば、福音派の学校もあるので、特定の宗派に対する援助とはいえないからである。また、そのような援助によって直接被害を受ける宗教信者は存在しないだろう。だが、公立学校における祈祷や聖書読会のような宗教行為は、さまざまな宗教を信じるものが学ぶ公立学校においては、他の宗教を信じる者をそのような宗教行為に参加せざるを得ないという強制にさらすことになる。多様な信仰を持つそれぞれの生徒を尊重するためには、公立学校から宗教行為を排除しなければならないのである。これを宗教に対する敵意と考える論者もいるが⁽⁶⁶⁾、全く逆のこともいえるのである。つまり、公立学校における宗教行為は他の宗教信者に対する敵意の表れとなるであろう。

宗教系私立学校に対する援助と公立学校の世俗化という行き方は、今後どのような方向へ進むのであろうか。公立学校に代わる選択肢として宗教系私立学校があるとすれば、これに対する援助は教育の促進という点からこれからも続けられるであろう。だが、もし公立学校が改革され、アメリカンデモクラシーの学校として再生されたならば、そこに生徒が戻ってくる可能性は大きい。そうすると私立学校に対する援助の必要性はかなり少なくなるであろう。公立学校がそのような魅力のある学校として生徒を引き戻すことができるかどうかは、今の段階では全く分からない。しかし、もしそうなったときには公立学校において再び宗教行為が復活するかどうか、完全には否定しきれないところである。多数派民主主義と宗教的多元主義の折り合いをアメリカ社会が、そして連邦最高裁が、いかにつけるのか、今後も興味は尽きない。

おわりに

政府が宗教についてなんらかの配慮をするという便宜供与の考え方は、信教の自由の領

域においては1963年のシャバート判決⁽⁶⁷⁾以来、連邦最高裁によって認められてきていた。それは一般的に適用される宗教中立的規律が、たまたま個人の信教の自由に負担を課すとき、その規律からの免除が修正1条宗教活動自由条項の要請だというものである。しかし連邦最高裁は、1990年のスミス判決⁽⁶⁸⁾によって先例を変更してしまった。スカリア裁判官は、一般的に適用される法律からの免除は許されないとし、宗教に対する便宜供与は政治過程に委ねられるべきであって、その結果として広く普及しているわけではない宗教の活動が相対的に不利な立場に追いやられても、それは避けることのできない民主政治の帰結だとしたのである。

連邦最高裁は信教の自由領域において、多数派民主主義の決定に従うことを宗教的少数者の保護に優先させ、便宜供与を認めない立場に立った。宗教学校に対する便宜供与は認め、個人の信教の自由を理由とした便宜供与は認めないということは、結局、連邦最高裁は多数派民主主義を追認しているだけなのかもしれない。

現在の連邦最高裁の裁判官構成は、レーンキスト長官、スカリア、トーマス裁判官からなる保守グループ、スティーブンス、スーター、ギンズバーグ、ブレイヤー裁判官からなるリベラルグループ、そしてオコナー、ケネディー裁判官の中道派である。これらの裁判官が各裁判において、どのように5対4、あるいは6対3の組み合わせを形成するかによって、裁判の行方は全く異なった方向に行く可能性がある。多数派民主主義の道を行くか、宗教的多元主義をつらぬくのか、そしてそれは学校をめぐる政教分離問題にどのようなかたちで反映するのか、その鍵はオコナーとケネディーが握っているともいえよう。この二人を説得するために保守陣営とリベラル陣営がそれぞれ展開する判例理論は、21世紀のアメリカ社会に少なからず影響を与えるであろう。いかなる影響がアメリカ社会をどのように変容させるのかは神のみぞ知る。

注

- (1) *Everson v. Board of Education*, 330 U.S. 1 (1947).
- (2) 分離主義と便宜供与については、拙稿「宗教に対する便宜供与—信教の自由と政教分離の一断面」憲法理論叢書第8号「憲法基礎理論の再検討」(敬文堂 2000年)所収75頁、「分離主義—政教分離と信教の自由における一つの行き方」都留文科大学研究紀要58集(2003年)所収167頁を参照。
- (3) *Zelman v. Simmons-Harris*, 536 U.S. 639 (2002).
- (4) *Id.*, at 640.
- (5) *Id.*, at 644.
- (6) *Mueller v. Allen*, 463 U.S. 388 (1983).
- (7) *Witters v. Washington Department of Services for Blind*, 474 U.S. 481 (1986).
- (8) *Zobrest v. Catalina Foothills School District*, 509 U.S. 1 (1993).
- (9) *Zelman v. Simmons-Harris*, *supra*, at 686.
- (10) *Board of Education v. Allen*, 392 U.S. 236 (1968).
- (11) もっともこの判決は5対4の判決だったので、将来覆る可能性はおおいにあり得る。この点につき、see Charles Fried, *COMMENT Five to Four: Reflections on the School Voucher Case*, 116 Harv. L. Rev. 163 (2002).

- (12) *Everson v. Board of Education*, *supra*, note 1, at 16.
- (13) Timothy L. Smith, *Protestant Schooling and American Nationality, 1800-1850*, 53 *J. Am. Hist.* 679, at 680 (1967).
- (14) John C. Jeffries, Jr. & James E. Ryan, *A Political History of the Establishment Clause*, 100 *Mich. L. Rev.* 279, at 303 (2001).
- (15) *Id.*, at 308.
- (16) *West Virginia State Board of Education v. Barnette*, 319 U.S. 624 (1943).
- (17) しかし、フランクファーター裁判官が、宗教に対する配慮を認めるかどうかの判断は裁判所の任務ではなく議会が果たすべきものだと述べたが、この考え方は約50年後の最高裁で復活している。
Id., at 651. See, *Employment Division, Department of Human Resources v. Smith*, 494 U.S. 872 (1990).
- (18) *McCullum v. Board of Education*, 333 U.S. 203 (1948).
- (19) *Zorach v. Clauson*, 343 U.S. 306 (1952).
- (20) *Engel v. Vitale*, 370 U.S. 421 (1962).
- (21) *Abington School District v. Schempp*, 374 U.S. 203 (1963).
- (22) *Wallace v. Jaffree*, 472 U.S. 38 (1985).
- (23) *Epperson v. Arkansas*, 393 U.S. 97 (1968).
- (24) *Edwards v. Aguillard*, 482 U.S. 578 (1987).
- (25) *Stone v. Graham*, 449 U.S. 39 (1980).
- (26) *Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602 (1971).
- (27) *Meek v. Pittenger*, 421 U.S. 349 (1975).
- (28) *Wolman v. Walter*, 433 U.S. 229 (1977).
- (29) *Levitt v. Committee for Public Education*, 413 U.S. 472 (1973).
- (30) *Committee for Public Education v. Regan*, 444 U.S. 646 (1980).
- (31) *Committee for Public Education v. Nyquist*, 413 U.S. 756 (1973).
- (32) *Mueller v. Allen*, *supra* note 6.
- (33) *Grand Rapids School District v. Ball*, 473 U.S. 373 (1985).
- (34) *Aguilar v. Felton*, 473 U.S. 402 (1985).
- (35) *Brown v. Board of Education*, 347 U.S. 483 (1954).
- (36) John C. Jeffries, Jr. & James E. Ryan, *supra* note 14, at 331.
- (37) *Id.*, at 332. この学校の設立者たちが「クリスチャン」という用語を使用するのは、「救われるもの」と「救われないもの」の区別を強調するためだと言われる。See, Susan Rose, *Christian Fundamentalism and Education in the United States*, in *Fundamentalisms and Society: Reclaiming the Sciences, the Family and Education*, at 453 (Martin E. Marty & R. Scott Appleby eds., 1993).
- (38) エンゲル判決やシェンプ判決が影響しているといえる。
- (39) John C. Jeffries, Jr. & James E. Ryan, *supra* note 14, at 334-335.
- (40) Susan Rose, *supra* note 37, at 454.
- (41) John C. Jeffries, Jr. & James E. Ryan, *supra* note 14, at 338.

- (42) その政治活動は共和党の政策に影響を与えている。本稿執筆当時の大統領ブッシュは福音派であるが、彼の（というよりも共和党の）大統領選挙方針には必ず「教育問題」と「中絶反対」がでてくる。これは福音派を含む保守的クリスチャンの主張と一致している。ここで言う教育問題とは、クリスチャンアカデミーやカトリック教会学校に対する援助問題のことである。
- (43) *Mueller v. Allen*, *supra* note 6.
- (44) この控除は子どもを公立学校に通わせているか私立学校に通わせているかに関わらず適用されていた。当時ミネソタ州では、約82万名の生徒が公立学校に通っており、私立学校に通っているのは9万1000名であり、その95%が宗教系私立学校の生徒であった。
- (45) *Witters v. Washington Department of Services for Blind*, *supra* note 7.
- (46) *Zobrest v. Catalina Foothills School District*, *supra* note 8.
- (47) *Aguilar v. Felton*, *supra* note 34.
- (48) *Agostini v. Felton*, 521 U.S. 203 (1997).
- (49) この問題と解決策については、see, James E. Ryan and Michael Heise, *The Political Economy of School Choice*, 111 *Yale L. J.* 2043 (2002).
- (50) *Id.*, at 2063.
- (51) *Id.*, at 2066.
- (52) *Lee v. Weisman*, 505 U.S. 577 (1992).
- (53) 国教樹立禁止条項に関わる審査基準は、70年代のレモンテスト、80年代のエンドースメントテスト、90年代には強制テストが考えられてきたが、決め手となるものはいまのところない。エンドースメントテストとは、オコナー裁判官によって説かれたものだが、政府が特定宗教を支持の裏書き（エンドースメント）することを禁止しているとする。支持の裏書きとは、政府と関わる宗教の信者ではない者に対して、政治共同体のアウトサイダーであって完全な構成員ではないというメッセージを送り、信者には政治共同体のインサイダーであって好ましいメンバーであるというメッセージを送ることをいう。そしてこのメッセージの存在を判断するのは想定上の人物である「客観的観察者」（objective observer）であるとする。See, *Lynch v. Donnelly*, 465 U.S. 668 (1984). この「客観的観察者」なるものがどのような存在なのか不明確である。トライブは「合理的な非信奉者」（reasonable non-adherent）の見地から判断することの必要性を述べている。See, L. Tribe, *American Constitutional Law*, at 1293-96 (2 ed. 1988).
- (54) John C. Jeffries, Jr. & James E. Ryan, *supra*, note 14, at 324-326.
- (55) *Mitchell v. Helms*, 530 U.S. 793 (2000).
- (56) *Santa Fe Independent School District v. Doe*, 530 U.S. 290 (2000).
- (57) この支持の裏書きについては、注（53）を参照。
- (58) 強制テストについては、See, *Lee v. Weisman*, note 52.
- (59) 支持の裏書きと強制を法廷意見に盛り込むことによって、スティーブンス裁判官は中道派のオコナー裁判官とケネディー裁判官を法廷意見側に取り込んだと見ることもできよう。

- (60) John C. Jeffries, Jr. & James E. Ryan, *supra*, note 14, at 359.
- (61) See, Board of Education of Kiryas Joel Village School District v. Grumet, 512 U.S. 687 (1994).
- (62) John C. Jeffries, Jr. & James E. Ryan, *supra*, note 14, at 361.
- (63) *Id.*, at 362-363.
- (64) *Id.*, at 364.
- (65) *Id.*, at 365.
- (66) See, Michael W. McConnell, *Neutrality under the Religion Clauses*, 81 Nw. U. L. Rev. 146 (1986).
- (67) Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963).
- (68) Employment Division, Department of Human Resources v. Smith, 494 U.S. 872 (1990).